官報告

国家試験

平成26年司法試験予備試験の施行

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成26年司法試験予備試験の施行について、次のとおり公告する。

平成25年12月３日

司法試験委員会委員長　山口　　厚

1　筆記試験

⑴　短答式試験

ア　期日及び科目

平成26年５月18日（日）

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目

イ　試験地

札幌市又はその周辺　仙台市　東京都　名古屋市　大阪府又はその周辺　広島市　福岡市

⑵　論文式試験

ア　受験資格

短答式試験に合格した者

イ　期日及び科目

平成26年７月12日（土）

憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目

平成26年７月13日（日）

法律実務基礎科目（民事・刑事）、民法、商法、民事訴訟法

ウ　試験地

札幌市　東京都　大阪市　福岡市

2　口述試験

⑴　受験資格

論文式試験に合格した者

⑵　期日

平成26年10月25日（土）及び同年10月26日（日）

⑶　科目

法律実務基礎科目（民事・刑事）

⑷　試験地

東京都又はその周辺

3　出願手続等

⑴　出願期間

平成26年１月20日（月）から同年１月31日（金）まで

なお、平成26年１月31日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

⑵　受験願書の交付

受験願書は、司法試験委員会（所在は４⑴記載のとおり。）において、平成26年１月６日（月）から交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、表に赤字で「司法試験予備試験受験願書請求」と記載した適宜の封筒に、返信用封筒（角形２号に140円分の郵便切手を貼り付け、郵便番号、送付先住所、氏名及び電話番号を明記したもの。）を封入して、司法試験委員会宛て請求すること。

⑶　受験願書の提出

受験を希望する者は、受験願書に必要事項を記入の上、カラー写真（出願前６月以内に撮影した、正面、上半身、無帽、無背景の縦45㎜、横35㎜のもの。）、受験手数料として17,500円分の収入印紙（４枚以内）を所定の箇所に貼り、住民票（出願前６月以内に交付されたもの。）を添付して、出願期間内に司法試験委員会宛て提出すること。

なお、提出方法は、司法試験委員会交付の出願用封筒を用い、書留郵便によるものとする。

4　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、司法試験委員会（〒100－8977　東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省内　電話03（3580）4111㈹）に行うこと。

⑵　詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

⑶　行政機関の休日に関する法律第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月二十九日（金）

○一般案件（抜粋）

一　安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う既往の閣議決定の整理について（決定）（内閣官房）

一　自衛隊による在外邦人等の輸送の実施について（決定）（防衛省）

○法律案

一　会社法の一部を改正する法律案（決定）（法務省）

一　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（決定）（法務省）

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月３日

東北地方整備局長　小池　　剛

1　処分をした年月日　平成25年11月12日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ジェット　橋本　**隆**司　福島県郡山市笹川１―199－１　国土交通大臣（般―23）第21649号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年11月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月３日

四国地方整備局長　三浦　真紀

1　処分をした年月日　平成25年11月13日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社フォステクノ四国　千賀　俊彦　徳島県板野郡板野町犬伏字東谷６―16　国土交通大臣許可（般―24）第1516号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成25年10月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第７１８６６号

東京都新宿区西新宿７丁目５番８号

申立人　東京都新宿都税事務所長

本籍鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留67番地、最後の住所東京都新宿区西早稲田３丁目31番６―1102号、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成23年１月６日、出生の場所鳥取県倉吉市、出生年月日昭和34年４月16日、職業不詳

被相続人　亡　荒石　朋美

事務所東京都千代田区麹町２―12―１グレンパーク半蔵門501菅野綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菅野　光明

東京家庭裁判所

平成２５年（家）第７２０１３号

東京都江戸川区東小岩２丁目20番３号

申立人　矢野　義一

本籍東京都江戸川区東小岩４丁目3412番地、最後の住所東京都江戸川区東小岩４丁目20番13号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日平成25年１月16日、出生の場所東京都江戸川区、出生年月日昭和27年２月28日、職業不詳

被相続人　亡　菅井ひろ子

事務所東京都港区北青山３―12―７秋月ビル407浅倉隆顕法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅倉　隆顕

東京家庭裁判所